

通学高等部保護者 様

平成24年4月25日

京都府立城陽支援学校
校長 久貝佳弘

警報発令時の扱いについて

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のことと存じます。
平素は、本校の教育に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、警報発令時の扱いにつきまして、下記のとおりいたしますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

記

○警報時の休校措置について

午前7時現在、山城中部・南部のいずれかに「暴風警報」が発令された場合のみ休校とします。(例、「暴風警報」、「大雨暴風警報」等、「暴風」を含む警報が発令された場合のみ、休校)

※ テレビ、ラジオ等のニュースをもとに、保護者が確かめて判断してください。
その際は、「自宅学習」をさせてください。

○警報発令時の登下校の扱い

1 学校にいる間に「警報」が発令された場合

道路、交通機関の安全が確認でき次第、帰宅させます。それまでは、学校で学習活動を行います。

2 その他の「警報」・「注意報」が発令されている場合

安全に十分注意をして、登校するように御指導ください。